

介護保険法改正に伴う主な省令事項について【振興課分】

※以下の内容は、現時点で検討している案であり、今後変更の可能性がある。

○介護保険法(平成9年法律第123号)【第5条関係】

条	項	号	法律の規定	省令で定める予定の内容	施行日
115の45	1		<p>第百十五条の四十五 市町村は、被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第百十五条の四十九を除き、以下この章において同じ。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業(以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)を行うものとする。</p>	<p>市町村又は地域包括支援センターが、居宅要支援被保険者等の心身の状況、その置かれている環境、その意向等に応じて、適切な援助を行うこと 等</p>	平成27年4月1日
115の45	1	1	<p>一 居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(以下「居宅要支援被保険者等」という。)に対して、次に掲げる事業を行う事業(以下「第一号事業」という。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅要支援被保険者 ・厚生労働大臣が定める基準に適合する者 	平成27年4月1日
115の45	1	1のイ	<p>イ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業(以下この項において「第一号訪問事業」という。)</p>	<p>【厚生労働省令で定める基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者の清潔保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 <p>【厚生労働省令で定める期間】 居宅要支援被保険者等ごとに作成する計画において定めた期間</p>	平成27年4月1日

介護保険法改正に伴う主な省令事項について【振興課分】

※以下の内容は、現時点で検討している案であり、今後変更の可能性がある。

115の45	1	1のハ	ハ <u>厚生労働省令で定める基準に従って</u> 、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業と一体的に行われる場合に効果があると認められる居宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援として <u>厚生労働省令で定めるもの</u> を行う事業(二において「第一号生活支援事業」という。)	<p>【厚生労働省令で定める基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者の清潔保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 <p>【厚生労働省令で定めるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養の改善等を目的として配食を行う事業 ・定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う事業 ・上記に準じる事業であって、介護予防及び自立した日常生活の支援に資するもの 	平成27年4月1日
115の45	1	1のニ	ニ 居宅要支援被保険者等(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。)の介護予防を目的として、 <u>厚生労働省令で定める基準に従って</u> 、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第一号訪問事業、第一号通所事業又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業(以下「第一号介護予防支援事業」という。)	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の清潔保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 	平成27年4月1日
115の45	3		3 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、 <u>厚生労働省令で定めるところにより</u> 、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。	検討中(任意事業のあり方について、地域支援事業が消費税対象経費となることを踏まえ検討中)	平成27年4月1日
115の45の3	2		第百十五条の四十五の三 2 前項の第一号事業支給費(以下「第一号事業支給費」という。)の額は、第一号事業に要する費用の額を勘案して、 <u>厚生労働省令で定めるところにより算定する額</u> とする。	厚生労働大臣が定める上限の額の範囲内で、第一号事業(介護予防・生活支援サービス事業)に要する費用の額を勘案して、市町村が定める額	平成27年4月1日
115の45の3	5		第百十五条の四十五の三 5 市町村は、指定事業者から第一号事業支給費の請求があったときは、 <u>厚生労働省令で定めるところにより審査した上、支払うもの</u> とする。	次の事項に照らして審査する ・市町村が定める第一号事業(介護予防・生活支援サービス事業)の基準 ・市町村が定める額	平成27年4月1日
115の45の3	7		第百十五条の四十五の三 7 前項の規定による委託を受けた連合会は、当該委託をした市町村の同意を得て、 <u>厚生労働省令で定めるところにより</u> 、当該委託を受けた事務の一部を、営利を目的としない法人であって <u>厚生労働省令で定める要件に該当するもの</u> に委託することができる。	国民健康保険団体連合会が備えるものと同等以上の電子計算機を備え、事務を適正かつ確実に実施できると認める法人	平成27年4月1日

介護保険法改正に伴う主な省令事項について【振興課分】

※以下の内容は、現時点で検討している案であり、今後変更の可能性がある。

115の45の5	1	<p>第百十五條の四十五の五 第百十五條の四十五の三第一項の指定(第百十五條の四十五の七第一項を除き、以下この章において「指定事業者の指定」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、第一号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第一号事業を行う事業所ごとに行う。</p>	<p>指定事業者の指定を受けようとする者は、申請書又は書類を、市町村長に提出する。 なお、具体的な申請書又は書類については、指定介護予防サービス事業者の規定などを参考にしつつ検討中。</p>	平成27年4月1日
115の45の5	2	<p>2 市町村長は、前項の申請があった場合において、申請者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正に第一号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。</p>	<p>次の各号から市町村が定める基準 ・現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護に相当する基準 ・市町村が定める基準</p>	平成27年4月1日
115の45の6	1	<p>第百十五條の四十五の六 指定事業者の指定は、厚生労働省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p>	<p>給付の指定に係る有効期間を踏まえ、市町村が定める期間 ※みなし指定の有効期間は、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までとする(市町村が平成二十七年四月までにその有効期間を定めた場合にはその定める期間)。</p>	平成27年4月1日
115の46	10	<p>10 市町村は、地域包括支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない。</p>	<p>【厚生労働省令で定めるとき】 ・年1回。ただし変更ないときは公表の必要ない。 【厚生労働省令で定めるところ】 ・公表すべき情報項目等を規定する方向で検討中。</p>	平成27年4月1日
115の47	1	<p>第百十五條の四十七 市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。</p>	<p>【厚生労働省令で定めるところ】 ・委託方針の具体的な項目や内容等を規定する方向で検討中。</p>	平成27年4月1日
115の47	4	<p>4 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業(第一号介護予防支援事業にあつては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。)については、当該介護予防・日常生活支援総合事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、当該介護予防・日常生活支援総合事業の実施を委託することができる。</p>	<p>・従事者の清潔保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 ・(第1号介護予防支援事業は、)地域包括支援センターであること</p>	平成27年4月1日

介護保険法改正に伴う主な省令事項について【振興課分】

※以下の内容は、現時点で検討している案であり、今後変更の可能性がある。

○介護保険法(平成9年法律第123号)【第5条関係】

115の47	5	5 前項の規定により第一号介護予防支援事業の実施の委託を受けた者は、 <u>厚生労働省令で定めるところにより</u> 、当該委託を受けた事業の一部を、 <u>厚生労働省令で定める者</u> に委託することができる。	<p>【厚生労働省令で定めるところ】</p> <p>○第一号介護予防支援事業の受託者が、その事業の一部を委託しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について市町村長に届け出る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業所の名称・所在地 ・委託しようとする事業の内容 ・委託しようとする期間 <p>○上記事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出る。</p> <p>○受託者は、委託する上で必要な情報を当該委託を受けた者に提供する。</p> <p>【厚生労働省令で定める者】 指定居宅介護支援事業者</p>	平成27年4月1日	
115の47	7	7 前項の規定による委託を受けた連合会は、当該委託をした市町村長の同意を得て、 <u>厚生労働省令で定めるところにより</u> 、当該委託を受けた事務の一部を、営利を目的としない法人であって厚生労働省令で定める要件に該当するものに委託することができる。	国民健康保険団体連合会が備えるものと同程度以上の電子計算機を備え、事務を適正かつ確実に実施できると認める法人	平成27年4月1日	
115の48	2	<p>第百五十五条の四十八</p> <p>2 会議は、要介護被保険者その他の<u>厚生労働省令で定める被保険者</u>(以下この項において「支援対象被保険者」という。)への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護被保険者 ・居宅要支援被保険者 ・その他支援を必要とする被保険者 	平成27年4月1日	
176	1	2	<p>第百七十六条</p> <p>二 第百五十五条の四十五の三第六項の規定により市町村から委託を受けて行う第一号事業支給費の請求に関する審査及び支払並びに第百五十五条の四十七第六項の規定により市町村から委託を受けて行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払であって、前号に掲げる業務の内容との共通性その他の事情を勘案して<u>厚生労働省令で定めるもの</u></p>	利用者ごとの利用状況に応じて支払われる費用の支払決定に係る審査及び支払	平成27年4月1日

介護保険法改正に伴う主な省令事項について【振興課分】

※以下の内容は、現時点で検討している案であり、今後変更の可能性がある。

○介護保険法(平成9年法律第123号)【第6条関係】

条	項	号	法律の規定	省令で定める内容	施行日
8	7	(17)	7 この法律において「通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと(利用定員が厚生労働省令で定める数以上であるもの)に限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。	十八人	平成28年4月1日までの間において政令で定める日
8	17		17 この法律において「地域密着型通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと(利用定員が第七項の厚生労働省令で定める数未満であるもの)に限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。	入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話	平成28年4月1日までの間において政令で定める日

介護保険法改正に伴う主な省令事項について【振興課分】

※以下の内容は、現時点で検討している案であり、今後変更の可能性がある。

○ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)【第16条関係】

条	項	号	法律の規定	省令で定める内容	施行日
502	2		2 この法律において、「老人居宅介護等事業」とは、第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業又は同法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(以下「第一号訪問事業」という。)であつて 厚生労働省令で定めるもの をいう。	介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(訪問型サービス)のうち、現行の予防給付と同様の基準で事業を実施している事業所を規定。	平成27年4月1日
502	3		3 この法律において、「老人デイサービス事業」とは、第十条の四第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者(その者を現に養護する者を含む。)を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業又は同法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業(以下「第一号通所事業」という。)であつて 厚生労働省令で定めるもの をいう。	介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業(通所型サービス)のうち、現行の予防給付と同程度の基準で事業を実施している事業所を規定。	平成27年4月1日
1203			第十二条の三 市町村は、生活支援等を行う者から提供を受けた当該生活支援等を行う者が行う生活支援等の内容に関する情報その他の 厚生労働省令で定める情報 について、公表を行うよう努めなければならない。	公表すべき情報項目等を規定する方向で検討中。	平成27年4月1日
20の2の2			第二十条の二の二 老人デイサービスセンターは、第十条の四第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者若しくは第一号通所事業であつて 厚生労働省令で定めるもの を利用する者その他の政令で定める者(その者を現に養護する者を含む。)を通わせ、第五条の二第三項の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設とする。	介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業(通所型サービス)のうち、現行の予防給付と同程度の基準で事業を実施している事業所に規定。	平成27年4月1日

介護保険法改正に伴う主な省令事項について【振興課分】

※以下の内容は、現時点で検討している案であり、今後変更の可能性がある。

○改正法附則(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律)

条	項	号	法律の規定	省令で定める予定の内容	施行日
附11			<p>第十一条 第三号施行日の前日(附則第十四条第一項の場合にあっては、同項に規定する当該特定市町村の同項の条例で定める日)において介護保険法第十九条第一項に規定する要支援認定を受けていた被保険者その他の厚生労働省令で定める者に対する第三号新介護保険法の規定による保険給付については、当該要支援認定の有効期間(介護保険法第三十三条第一項に規定する有効期間をいう。)の末日その他の平成三十年三月三十一日までの間において厚生労働省令で定める日までの間は、第三号新介護保険法第八条の二第一項、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十四条第三項の規定は適用せず、第三号旧介護保険法第八条の二第一項、第二項及び第七項、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十四条第三項の規定は、なおその効力を有する。</p>	<p>【その他の厚生労働省令で定める者】【厚生労働省令で定める日】 施行日に要支援認定を受けていた被保険者について、その認定の更新を受ける日までは予防給付を受けることができるなど、市町村が総合事業への移行を柔軟に取り組めるよう規定を設けることを検討中。</p> <p>(参考)柔軟な総合事業への移行の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村内の一部エリアについて予防給付を継続すること ・初年度は総合事業によるサービス利用を希望する者以外は予防給付を継続すること ・既に給付によるサービスを利用している者は、初年度は予防給付として、翌年度当初からすべての者を総合事業に移行すること 	平成27年4月1日